

選挙・議会

私たちの生活と選挙

私たちの日常の生活や社会は、いたるところで政治と深くかかわっています。

私たち一人ひとりの生活や住む社会をより良くしようとするさまざまな意見や願いは、選挙で選ばれた代表者によって審議され、実現の方向付けが決定されるのです。

主権者の自覚をもって、貴重な一票を投じることにより、それぞれの意見や願いが国政・道政・町政に反映されるのです。

棄権することなく、一人ひとりの一票を大切にしましょう。

選挙の種類と選挙権

選挙の種類	選挙権の要件
衆議院議員	◇日本国民で満20歳以上の人
参議院議員	
北海道知事	◇日本国民で満20歳以上の人 ◇道内の同一市区町村に引き続き3ヵ月以上居住している人
北海道議會議員	◇上記の2つの要件を満たしている人が、道内の他の市区町村に転居(1回のみ)し、3ヵ月にならない人
町長	◇日本国民で満20歳以上の人
町議会議員	◇引き続き3ヵ月以上中標津町に居住している人

投票するためには、選挙人名簿に登録されることが必要です

選挙人名簿は、選挙権のある人をあらかじめ登録しておく公簿です。

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づいて行われますので、住所の移転等の届出は必ずその日から14日以内に行ってください。

●登録の資格

①日本国民で年齢が満20歳以上であること。

②住民票が作成された日（転入届出した日）から引き続き3ヵ月以上住民基本台帳に記載されていること。

●登録の時期

①定時登録…

毎年3月、6月、9月、12月の1日を基準日として上記登録資格のある人をそれぞれの2日に登録します。

②選挙時登録…

選挙の都度登録の基準日、登録日を定めて登録します。

☆以上の2通りがありますが、一度登録されると異動が生じない限り、永久に登録されます。

●登録の抹消

①死亡又は日本国籍を失ったとき

②他の市町村に住所を移して4ヵ月経過したとき

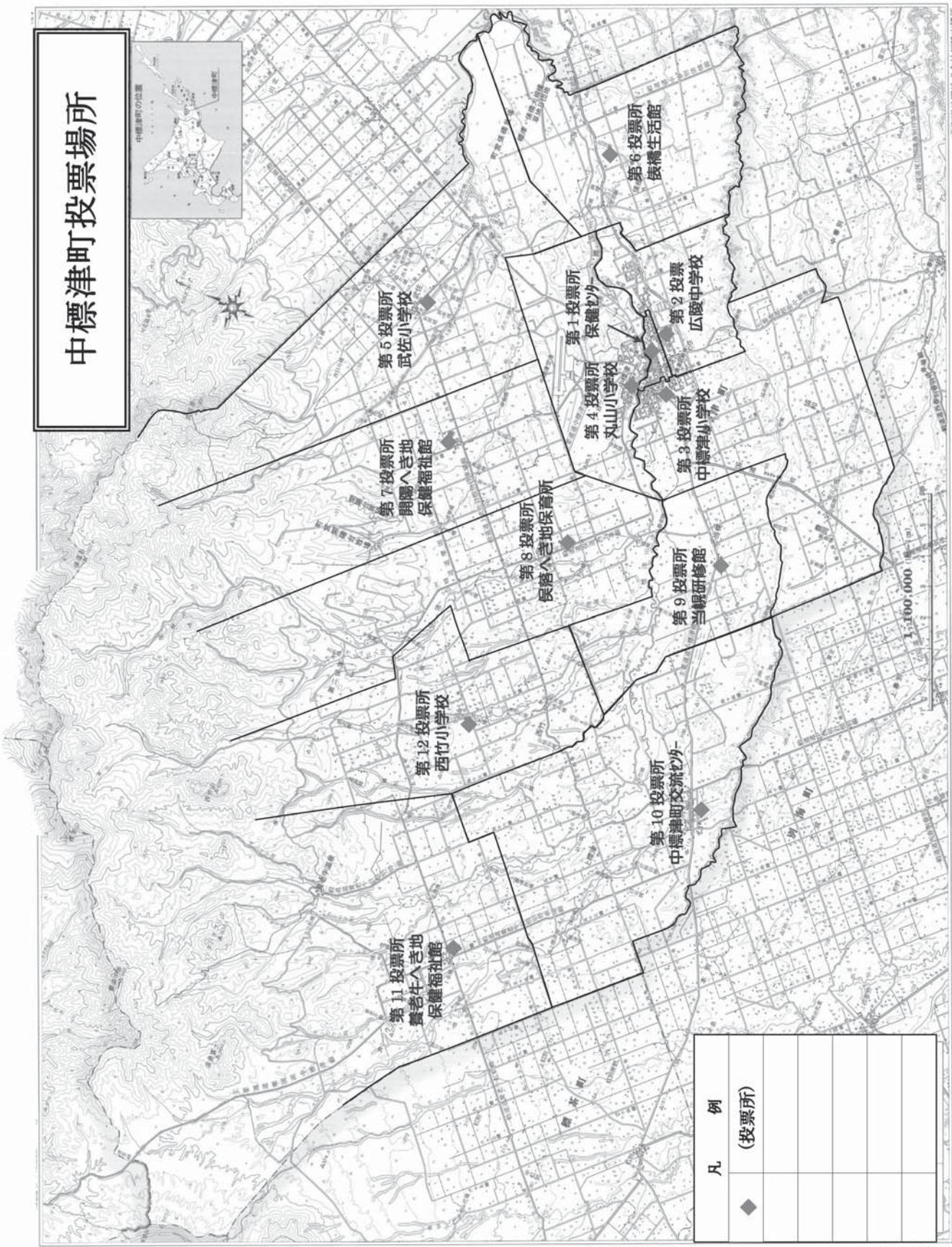
投票所を持って行くもの

●郵送された入場券（はがき）

※入場券を持参しなくても投票できますが、多少時間がかかります。

中標津町
選挙管理委員会

投票場所（全体図）※市街地(第1～第4投票所)については、主要公共施設位置図をご覧ください。



期日前投票制度

投票日前でも直接投票箱に投票できる制度です。

●対象となる投票

名簿登録地の中標津町選挙管理委員会で行う投票が対象となります。

●投票を行うことができる者

投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当する方が投票できます。

●投票のできる期間

選挙の告示日の翌日から投票日の前日まで、土曜日、日曜日、祝日にかかわらず、毎日午前8時30分～午後8時までとなっています。

●投票場所等

中標津町役場内に設けられる「期日前投票所」に、入場券（ハガキ）を持ってお越しください。

不在者投票制度

名簿登録地の中標津町以外の市区町村の選挙管理委員会や病院、老人ホーム等において投票する制度です。

※期日前投票・不在者投票等について、詳しくは、中標津町選挙管理委員会にお問い合わせください。

政治家の寄附は禁止・有権者が求めてもいけません

- 政治家（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）は、選挙区内にある者に対し、寄附をすると処罰されます。
- 有権者が威迫して、あるいは政治家をおとしいれる目的で寄附を求めるときも処罰されます。
- 政治家の後援団体が選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。
- 「贈らない・求めない・受け取らない」ことを基本に、明るい選挙を推進しよう。

町議会について

私たちの生活の中で、一番身近な町政の執行方針や予算、決算などを審議して本町の方向付けを決定する重要な機関です。平成26年4月現在、16人の町議会議員で構成されています（定数18人）。

☆議会の開催時期

- ・ 定例の議会（定例会といいます）
年4回：3月・6月・9月・12月に開催します。
- ・ 臨時の議会（臨時会といいます）
年数回：必要な都度開催します。

議会には、上記の本会議の開催のほか、さらに専門的な検討や審議を行うために、常任委員会や特別委員会が組織され、必要な都度開催されています。

ここで検討や審議された事項は、本議会に議案として提出され可否を決定します。

☆現在組織されている常任委員会

- ・ 総務文教常任委員会
- ・ 厚生常任委員会
- ・ 産業建設常任委員会

このほか、議会の運営を円滑に進めるために「議会運営委員会」、議会の審議の内容を市民に正確に伝えるために「議会広報特別委員会」が組織され、必要な都度開催されています。

また、予算や決算を詳しく審議するために「予算審査特別委員会」と「決算審査特別委員会」が設置されます。

議会の傍聴

だれでも議会を傍聴することができます。
詳しくは、議会事務局にお問い合わせください。

議会事務局
総務係